保護者 各位

富山市教育委員会

令和8年度以降の休日の学校部活動について

秋涼の候保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発出され、令和5年度から令和7年度までの3年間が改革推進期間として示されました。それを受け本市教育委員会では、市長部局や市中学校長会、市PTA連絡協議会等で構成する「休日の部活動の地域移行に係る協議会」を設置し、目指すべき地域移行の在り方について協議を重ねた結果、本市には運動部と文化部を合わせると500を超える部活動があることに加え、部員数や活動状況、学校が位置する地理的条件も様々であることを考慮し、下記の方針を決定いたしました。

つきましては、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、「休日の部活動の地域移行に係る協議会」は今後も継続して開催し、子ども たちが地域や学校の実情に応じて多様な地域クラブ活動へ参加できるよう、諸課題 の解決に取り組んでまいります。

記

【令和8年度以降の休日の学校部活動の方針】

- 1 令和8年度の新チーム発足(3年生引退)後は、休日の部活動は原則実施 しない。ただし、大会前に1~2回程度の練習試合等を行うことがある。
- 2 学校や保護者、地域等が連携し、休日の部活動の地域移行を可能な部活動 から進めていく。

国の方針「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(要旨) <部活動の指導と意義>

- ・部活動は生徒が自主的・自発的に参加し、教師の献身的な支えによりスポーツ・文化芸術振興を担ってきた活動。
- ・異年齢との好ましい人間関係の構築や生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有してきた活動。

<部活動の現状>

- ・少子化が進行し部活動を従前どおりに維持できなくなり、学校によっては存続が困難。
- ・生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現には地域との連携・協働による持続可能な環境が必要。 <地域クラブ活動へ>
- ・可能な部活動から、休日の部活動を地域スポーツクラブ活動、地域文化クラブ活動へと移行。

お問い合わせ先: 学校教育課指導係 (TEL) 443-2135